

# 一般社団法人 「子どもと学ぶ歴史教科書の会」 ご入会へのお願い

この度、私たちは、2020年3月末日「子どもと学ぶ歴史教科書の会」を「任意団体」から「一般社団法人」として法的に認定された団体にし、市民のみなさんとともに学び舎歴史教科書をつくり続ける決意です。



## 2020年3月「学び舎歴史教科書」 再び **検定合格!!**

2020年3月の2回目の検定合格により、この学び舎歴史教科書は、社会的に認められ日本社会に定着したと判断し、私たちは「学び舎歴史教科書」を発行し続ける責任を感じております。

一般社団法人 子どもと学ぶ歴史教科書の会（略称「学ぶ会」）  
事務所住所 〒190-0022 東京都立川市錦町3-1-3-605  
メールアドレス manabukai@mbf.nifty.com  
ホームページ <http://www.manabisha.com>

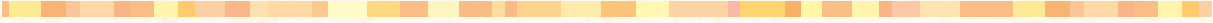




# 一般社団法人「学ぶ会」ご入会へのお誘い

一般社団法人「子どもと学ぶ歴史教科書の会」

代表理事 **安井 俊夫**



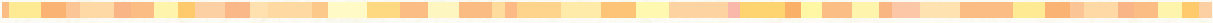
『ともに学ぶ人間の歴史』（学び舎版）は、新たに改訂され文科省の検定に合格し、中学生たちの手元に届けることができる手筈となりました。教室で子どもたちが、本書の新しいページに注目しながら、歴史を学ぶ情景を思い描くことができます。また本書は、市民のみなさまが歴史を学んでみよう、もう一度学び直してみたいとして、手に取っていただいています。本書をもとにした歴史学習会も各地で開かれています。

このような本書が、2015年に続いて2020年にも検定に合格して、各地の学校や地域で使用される様子を考えると、歴史を学ぶ教科書として確立し、定着への歩みが広がったことを実感せざるを得ません。

私たちは2010年に現職教師・元教師が語り合い、「子どもと学ぶ歴史教科書の会」（略称「学ぶ会」）を発足させました。しかし教科書を編集・制作し、検定を通過させ、各地の学校に採択されるためには、多くの方々のご支援、ご協力を求めなければなりませんでした。そして、多くの方々がそれに応えていただいたからこそ、10年後のいまの状況を迎えられるのだと思います。

私たちは、このような教科書づくりの方法を、「学ぶ会」という任意の団体として実行してきましたが、本書が今後も学校・地域からの要望に応えるためには、法的に認定された団体として担うことが適切と痛感しています。

そこでこの教科書を編集・制作する「子どもと学ぶ歴史教科書の会」を、「一般社団法人子どもと学ぶ歴史教科書の会」として確立し、これからの教科書発行をより確実なものにしたいと期しています。ぜひ、みなさまのさらなるご支援・ご協力を仰ぎたく、一般社団法人学ぶ会へのご入会を心よりお願いする次第です。





# 一般社団法人「学ぶ会」会員 Q&A

## Q1. どんな目的で作られた会なのですか？

**A.** 「学ぶ会」規約に、「一般社団法人子どもと学ぶ歴史教科書の会の目的」として、下記の『こんな教科書をつくりたい(子どもと学ぶ歴史教科書の会趣意書)』に基づき、この趣意書に掲げる歴史教科書をつくることである。また、そのために会費や寄付を募り、目的に資するものとする」とあり、「学び舎歴史教科書を発行し続ける」ことを物心両面で支援する法人となります。

### 学ぶ会趣意書 こんな歴史教科書をつくりたい

#### 「子どもと学ぶ歴史教科書の会」発足にあたって

子どもの側に立って、子どもの目を意識しながら、中学生向けの歴史教科書をつくりたい。

それは子ども側から言えば、

- ・あるページを見ていたら、次のページもめくってみたいくなる。つづきを読みたいくなる。
- ・そこで何か感じるものに出会う。問いや疑問がわいてくる。

などの反応が見られるものです。自分から教科書のページに何らかの関わりを持ち、歴史学習へのささやかな一歩となるものでしょう。何をどのように描けば、そういう教科書ができあがるのでしょうか。

いままでの歴史の教科書には、①歴史発展の筋道—歴史の流れ、②それを語るために必要な歴史事実—いわゆる重要事項が記述されています。それは重視されるべきことでしょう。でも子ども側からそれを見ると、学んでから時間がしばらく立ったあとには、単に文字の羅列となったり、言葉としてのみ残っている、ということになりかねません。

つまり歴史の教科書は、子どもがそれをどう学ぶのか、子どもが学ぼうとする筋道を想定したものなのかが問われているのです。確かに教師は発展の筋道—歴史の流れへ目を向けたいのですが、子どもの側は、それ以前のところ—歴史事実の具体的な場面で立ち止まり、何らかの問いを発しようとしているはずです。

だとすれば、まず教科書は、子どもからそのような問いが発せられるような歴史事実を描くものであるべきでしょう。他方、教師側から言えば、子どもの声をぜひ聞いてみたい、どんな反応を示すだろうか、期待感のもてる歴史事実だと言えます。そのような教科書であれば、教師側から子どもに問いかけ、授業を構想しイメージできる教科書になるでしょう。

歴史を学ぶことは、それによって学習者が現在という地点に立つことが期待されます。現在の課題となっていることに目を向け、自ら向き合っていこうとする主権者の姿を想定することもできます。しかしそれは、歴史事実を文字や言葉の羅列として、記憶したことによって可能となるものではないでしょう。歴史事実に対して、問いかけられたり、問いを発したり、自らそこに関わっていくからこそ可能となるはずです。

歴史教科書が、記憶すべき歴史事実の集成として子どもの前に存在するのではなく、子どもからページをめくり、自ら関わっていくものとして机上に置かれている。そんな情景をぜひつくり出したいと思います。

2010年8月22日



## Q2. 会員の種類や会費のコースは どのようなものがありますか？

**A.** 現在募集している会員は（１）**一般会員**（この法人の事業を賛助するために入会し別に定める会費（年払い）を納める個人）と（２）**特別会員**（この法人の事業を賛助するために入会し別に定める会費（月払い）を納める個人）です。

それぞれの会員のご希望に応じて、一般社団法人「学ぶ会」を支えていただくための多様なコースをご用意いたしました。

また、教科書の発行を安定的に継続していく目的で、この二つの会員は、「口座自動振替」での会費支払いを原則とさせていただきます。

（ただし、どうしても銀行自動引き落としができないという方には、3000円コース\*に限り、年1回の振込用紙による会費支払いのコースを設けました）

### 一般会員の5コース(年払い)

**A1**コース：(3000円コース) **1,500円**×2回

\* **A2**コース(3000円) 自動引き落としではない支払い方法

**B**コース：(4000円コース) **2,000円**×2回

**C**コース：(6000円コース) **3,000円**×2回

**D**コース：(8000円コース) **4,000円**×2回

**E**コース：(10000円コース) **5,000円**×2回

### 特別会員の8コース(毎月払い)

**F**コース：(12000円コース) **1,000円**×12カ月

**G**コース：(24000円コース) **2,000円**×12カ月

**H**コース：(36000円コース) **3,000円**×12カ月

**I**コース：(60000円コース) **5,000円**×12カ月

**J**コース：(120000円コース) **10,000円**×12カ月

**K**コース：(240000円コース) **20,000円**×12カ月

**L**コース：(360000円コース) **30,000円**×12カ月

**M**コース：(600000円コース) **50,000円**×12カ月

## Q3. 会員になるとどんな特典がありますか？

**A.** （１）**一般会員**（年払い）になると以下の３つの特典を受けることができます。

- ① 年数回発行の「会員ニュース」の無料提供
- ② 毎月の例会および年1回の全体会への参加
- ③ 「学ぶ会」メーリングリストへの加入

（２）**特別会員**（月払い）になると、以下の５つの特典を受けることができます。

- ① 株学び舎が提供する研究会・講座・講演会・フィールドワーク等、イベントへの特別価格による参加
- ② 株学び舎が提供する物品・サービスの特別価格での購入
- ③ 年数回発行の「会員ニュース」の無料提供
- ④ 毎月の例会および年1回の全体会への参加
- ⑤ 「学ぶ会」メーリングリストへの加入



# 一般社団法人「子どもと学ぶ歴史教科書の会」定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人子どもと学ぶ歴史教科書の会と称する。略称を学ぶ会とする。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都立川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、子どもの側に立ち、問いを生む中学歴史教科書を編集して子どもたちに届けることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中学歴史教科書の企画、編集事業
- (2) 歴史教育に関する研究及び調査事業
- (3) 歴史教育に関する講演会、講座、フィールドワーク等の企画事業
- (4) 歴史教科書を制作するための資金を会費・寄付で募り、目的に賛同するものに対し、これを寄付及び貸し付ける事業
- (5) その他、この法人の設立目的を達成するための事業

### (公告)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

#### (1) ※正会員

この法人の運営に責任を持ち又議決権を持

### つ社員

※正会員とは、現在学ぶ会の活動を担っている運営部員を指します。  
正会員は募集しておりません。

#### (2) 特別会員

この法人の事業を賛助するために入会し、別に定める会費(月払い)を納める個人

#### (3) 一般会員

この法人の事業を賛助するために入会し、別に定める会費(年払い)を納める個人

#### (4) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人(※一時カンパ)

### (入会)

第7条 正会員、特別会員、一般会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、※理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員、特別会員、一般会員となる。賛助会員はこの法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助したときに賛助会員となる。

※理事会とは、現在学ぶ会の活動を担っている運営部員が行う会議を指します。

### (会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第10条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

※第11条から第50条までの定款は省略致します。  
(全文は「学ぶ会」HPに掲載されています)





# 一般社団法人「子どもと学ぶ歴史教科書の会」会員規約

## 第1条（本法人の目的）

一般社団法人子どもと学ぶ歴史教科書の会（以下本法人とする）の目的は、下に掲げる「こんな教科書をつくりたい」（子どもと学ぶ歴史教科書の会趣意書）に基づき、この趣意書に掲げる歴史教科書をつくることである。また、そのために会費や寄付を募り、この目的に資するものとする。

## 第2条（本会員規約の範囲）

本規約は、本法人の定款に定める会員となった個人に適用する。

## 第3条（会員）

本法人の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とする。会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### ・正会員

この法人の運営に責任を持ち又議決権を持つ社員

### ・特別会員

この法人の事業を賛助するために入会し別に定める会費（月払い）を納める個人

### ・一般会員

この法人の事業を賛助するために入会し別に定める会費（年払い）を納める個人

### ・賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した会員

## 第4条（入会申込）

1. 正会員・特別会員・一般会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認及び会費の納入が

あったときに正会員・特別会員・一般会員となる。

2. 以下の行為が認められた場合、入会の承認が得られないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載等申込書に不備があった場合
- (2) 過去に会員資格の喪失があった場合
- (3) その他、本法人が会員と認めることを不適当と判断した場合

## 第5条（会費）

会員は次の各号の定めるところにより会費を納入する。

- (1) 正会員 年会費 12000円以上
- (2) 特別会員 年会費 12000円以上
- (3) 一般会員 年会費 3000円以上
- (4) 賛助会員 一口3000円以上の寄付を随時行った会員

## 第6条（会費の払い戻し）

会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

## 第7条（会費の納期・納入方法）

会費は、8月より翌年7月までの1年間の会費をいう。2会費の納入は、入会月に銀行自動振り込みの手続きをしなければならない。

3支払方法は、銀行自動振り込みとし、毎月払いと年2回払いのどちらかを選択する。

※ A2コース(3000円コース)の会員は、年1回の会費支払いも可とする。

4会費のコースは以下のコースを設ける。

5お申し出があればいつでも自由にコースを変更できる。



#### 一般会員の5コース(年2回払い)

**A1** コース(3000円コース) **1500** 円× **2** 回

※ A2 コース(3000円) 自動引き落としではない支払い方法

**B** コース(4000円コース) **2000** 円× **2** 回

**C** コース(6000円コース) **3000** 円× **2** 回

**D** コース(8000円コース) **4000** 円× **2** 回

**E** コース(10000円コース) **5000** 円× **2** 回

#### 正会員・特別会員の8コース(毎月払い)

**F** コース(12000円コース) **1000** 円× **12** 回

**G** コース(24000円コース) **2000** 円× **12** 回

**H** コース(36000円コース) **3000** 円× **12** 回

**I** コース(60000円コース) **5000** 円× **12** 回

**J** コース(120000円コース) **10000** 円× **12** 回

**K** コース(240000円コース) **20000** 円× **12** 回

**L** コース(360000円コース) **30000** 円× **12** 回

**M** コース(600000円コース) **50000** 円× **12** 回

#### 第8条(期間)

1. 会員資格の有効期間は、入会日より翌年の入会前月までの1年間とする。
2. 契約期間満了日の1か月前迄に退会の申し出がない限り、更新されたものとし、その後も同様とする。

#### 第9条(会員の特典)

1. 本法人の正会員・特別会員には、以下の特典を付与するものとする。
  - (1) ㈱学び舎が提供する研究会・講座・講演会・フィールドワーク等、イベントへの特別価格による参加
  - (2) ㈱学び舎が提供する物品・サービスの特別価格での購入

(3) 年数回発行の「会員ニュース」の無料提供

(4) 毎月の例会・年1回の全体会への参加

(5) 「学ぶ会」メーリングリストへの加入

2. 本法人の一般会員には、以下の特典を付与するものとする。

(1) 年数回発行の「会員ニュース」の無料提供

(2) 毎月の例会・年1回の全体会への参加

(3) 「学ぶ会」メーリングリストへの加入

3. 本会員の賛助会員には、以下の特典を付与するものとする。

(1) 「会員ニュース」を適宜無料提供

#### 第10条(会員の義務)

本法人の会員は、以下の事項を守るものとする。

(1) 会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項に関しては一切他に漏洩してはならない。

(2) 本法人の規程等を遵守し、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(3) 会員は名称又は住所等会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本法人に届け出ること。

#### 第11条(任意退会)

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。退会届が提出された時点で毎月払い・年2回払い共に会費の銀行自動支払いを止めることとする。

2020年3月末日 制定

※第12条から第19条までの規約は省略致します。  
(全文は「学ぶ会」HPに掲載されています)





# 一般社団法人「学ぶ会」会員になるには どんな手続きが必要？

- 「入会申し込み」用紙に必要事項を正しくご記入・ご捺印いただき、封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。手続きはそれだけです。

- ①「社団法人学ぶ会入会申し込み」用紙のご契約者欄にお名前・ご住所等をご記入ください。
- ②★【       】コース欄に、下記のA～Mの各コースからご希望のコースを記号でご記入ください。

| 一般会員の5コース(年払い)                             | 特別会員の8コース(毎月払い)                                |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <b>A1</b> コース：(3000円コース) <b>1,500円</b> ×2回 | <b>F</b> コース：(12000円コース) <b>1,000円</b> ×12カ月   |
| <b>B</b> コース：(4000円コース) <b>2,000円</b> ×2回  | <b>G</b> コース：(24000円コース) <b>2,000円</b> ×12カ月   |
| <b>C</b> コース：(6000円コース) <b>3,000円</b> ×2回  | <b>H</b> コース：(36000円コース) <b>3,000円</b> ×12カ月   |
| <b>D</b> コース：(8000円コース) <b>4,000円</b> ×2回  | <b>I</b> コース：(60000円コース) <b>5,000円</b> ×12カ月   |
| <b>E</b> コース：(10000円コース) <b>5,000円</b> ×2回 | <b>J</b> コース：(120000円コース) <b>10,000円</b> ×12カ月 |
|                                            | <b>K</b> コース：(240000円コース) <b>20,000円</b> ×12カ月 |
|                                            | <b>L</b> コース：(360000円コース) <b>30,000円</b> ×12カ月 |
|                                            | <b>M</b> コース：(600000円コース) <b>50,000円</b> ×12カ月 |

- ①「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、その銀行口座用の印鑑で捺印してください。  
(正しくご記入・ご捺印されていない場合は、会員登録ができません。その場合はご連絡致します。)
- ②同封の「料金後払い封筒」に申し込み用紙を入れ、お近くのポストに投函してください。
- ③手続きには多少の時間がかかります。翌月又は翌々月から引き落とされます。  
(「年払い」の場合は、2月と8月に2回に分けて引き落とされます。)
- ④毎月27日に自動的に引き落とされます。  
(27日が休日・祝日の場合は、翌営業日に引き落とされます)
- ⑤残額不足等でお引き落としができなかった場合は、翌月27日に2回分を引き落とします。  
(2回連続引き落としができなかった場合は、ご連絡致します。)
- ⑥通帳への記入は、「マナブカイカイヒ」と記載されます。
- ⑦退会又はコース変更をご希望の場合、事務局あてに「メール」(manabukai@mbf.nifty.com)、ハガキ等で、ご住所・お名前をご記入の上お知らせください(届き次第、すぐに「退会手続き」「コース変更手続き」を行います。ただ、引き落としが止まるのは翌々月となる場合があります)。

送り先 〒355-0154 埼玉県比企郡吉見町南吉見2194-2  
「一般社団法人 子どもと学ぶ歴史教科書の会」事務局 宛

- ⑧いったん納められた会費は、払い戻しはできません。
- ⑨学ぶ会会費又はカンパは、所得税の寄付金控除の対象にはなりません。



# 自動引き落としでない 会員登録ご希望の場合

● **A2**（3000円）コース（自動振替でない方法）での「一般会員」登録をご希望の場合は以下の手続きに従って会員登録をお願いします。（この方法では、A2〈3000円〉コース以外の「一般会員」や「特別会員」へのご登録はできませんのでご了承ください）

- ① 下記の振替用紙に、お名前・ご住所・メールアドレス・電話番号などを必ずご記入下さい。
  - ② ご記入後に、「ゆうちょ銀行振替用紙」を切り取ってゆうちょ銀行の窓口でこの用紙をご利用の上、3000円の年会費をお振り込みください。
  - ③ お振込確認後、事務局で会員名簿に登録し、会報などをお送りいたします。
  - ④ 振替用紙による会員登録では、3000円以上の「普通会員」や毎月払いの「特別会員」に登録することはできませんのでご了承ください。
  - ⑤ 翌年より、毎年秋に、ご請求書をお送りいたしますので、毎年3000円の会費をお振り込みください。
- ※ 毎年12月末までにお振り込みがない場合は、会員資格を喪失いたしますのでお気をつけ下さい。

※ 毎年忘れずに会費を支払う事は、大変な作業になります。できれば「自動振替の会員」（A1コース）として登録いただけますことをお願い致します。

※ 不明な点があれば、事務局までメール又は、ハガキ等でお問い合わせください。

【manabukai @ mbf.nifty.com】

お支払いは右記の用紙にて  
最寄りの郵便局よりお願いいたします。

| 払 込 取 扱 票                                         |  |  |  |             |  |  |  |  |  | 通常払込料金<br>加入者負担 |  |    |  |
|---------------------------------------------------|--|--|--|-------------|--|--|--|--|--|-----------------|--|----|--|
| 口座記号                                              |  |  |  | 口座番号        |  |  |  |  |  | 金額              |  |    |  |
| 0 0 1 6 0 8                                       |  |  |  | 6 9 6 2 4 7 |  |  |  |  |  | 3000            |  |    |  |
| 加入者名<br>子どもと学ぶ歴史教科書の会                             |  |  |  |             |  |  |  |  |  | 料金              |  | 備考 |  |
| 通 信 欄 ・ ご 依 頼 人<br>※ おとこ<br>※ おなまえ<br>(ご連絡先電話番号)  |  |  |  |             |  |  |  |  |  | 日 附 印           |  |    |  |
| 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)<br>これより下部には何も記入しないでください。 |  |  |  |             |  |  |  |  |  |                 |  |    |  |

## 振替払込請求書兼受領証

| 口座記号番号                |  |  |  | 通常払込<br>料金加入<br>者 負 担 |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|-----------------------|--|--|--|
| 0 0 1 6 0 8           |  |  |  | 6 9 6 2 4 7           |  |  |  |
| 加入者名<br>子どもと学ぶ歴史教科書の会 |  |  |  | 金額                    |  |  |  |
| ※                     |  |  |  | ご依頼人                  |  |  |  |
| 料金                    |  |  |  | 日 附 印                 |  |  |  |
| 備考                    |  |  |  |                       |  |  |  |

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。  
切り取らないでお出ください。



# 「学び舎歴史教科書」に 寄せられたメッセージ

- ＊「歴史に残る素晴らしい教科書です。心から応援しています」
- ＊「歴史を学ぶことは、長い年月の中でどんな遠い国、地域の人々ともつながり合って今現在があるということを確認し、どう未来につなげていくのかを考える人間にとって最も大切なことの一つです。この会の活動に敬意を表します。」
- ＊「人はいつの時代も間違いを犯すもので 歴史から学ぶことは大きいと思います。 民主主義を未来につなぐ、素敵な教科書の出版を応援しています！ 尽力してくださっている方々に心から感謝します」
- ＊「勉強ではなく学習できる教科書です。せめてわが子にと、以前買いましたが、親子で興味深く拝見しています。有名な私立中学でも採用されていることに納得です。編纂された先生たちの民主的な教育への熱い思いが伝わってきます。」
- ＊「子どもたちが自分の視点で考え選択できるための情報を提供するのが学校教育だと思います。特に昨今の情勢の中で歴史教育は根幹を担います。より多くの情報、様々な学説、考え方を盛り込んだ教科書が多くの子どもたちの手に渡りますように」
- ＊「この教科書で学んでいたら、もっと歴史が好きになっていただろうな」
- ＊「私は 25 歳です。クラウドファンディングの文章を読んで感動しました。先生達が子どものために頑張っていることがよくわかりました。私の将来の子供が中学生になった時にこの教科書で学べるよう願っています」
- ＊「学び舎教科書には、歴史との真摯な対話が織り込まれています。その対話が子どもたちと共にあり続ける事を願います」

キリトリ

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。

・この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。



ヤマオリ

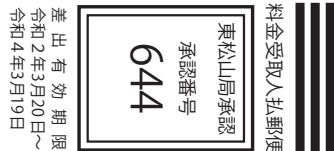
ヤマオリ

ヤマオリ

|   |   |     |
|---|---|-----|
| 〒 | 〒 | ご住所 |
|   |   | お名前 |

ヤマオリ

3550190



埼玉県比企郡吉見町南吉見2194-2  
一般社団法人「子どもと学ぶ歴史教科書の会」  
「会員登録」受付事務局 宛



キリトリ

キリトリ

ヤマオリ

最初に内側へ折り込んで下さい





| 委託者コード      | 区分  |
|-------------|-----|
| 3 2 6 3 7 4 | 0 0 |

| 顧 客 番 号                       |
|-------------------------------|
| 0 3 2 6 3 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 委託者名等  | 「一般社団法人子どもと学ぶ歴史教科書の会」入会申込書 |
| 料金の種類等 | 「学ぶ会」会費 ★ 【 】 コース          |

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| (フリガナ) |                          |
| 契約者名   |                          |
| ご住所    | 〒<br>メールアドレス [ ] TEL - - |

## アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

収 納 企 業 株式会社 アプラス

私は、左記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行は除く)

| ゆうちょ銀行                     |       |                      |               | ゆうちょ銀行以外の金融機関                |  |                                     |  |
|----------------------------|-------|----------------------|---------------|------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| 種目コード                      | 種別コード | 払込先加入者名              | 株式会社 アプラス     | 金融機関コード                      |  | 支店コード                               |  |
| 166                        | 34    | 払込先口座番号              | 00920-6-15030 | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農業協同組合 |  | 本店<br>支出張所<br>御中                    |  |
| 通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください) |       | 通帳番号 (右からつめてご記入ください) |               | 預金種別                         |  | 口座番号 (右からつめてご記入ください)                |  |
| 1 0 ※                      |       |                      |               | 1 普通 (総合口座) 2 当座             |  |                                     |  |
| フリガナ                       |       |                      |               | 金融機関<br>お届け印                 |  | 振替日・払込日                             |  |
| 口座<br>名義<br>人              |       |                      |               | 印                            |  | アプラスの指定する日<br>27日<br>(非営業日の場合は翌営業日) |  |

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

## 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)

- 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
  - 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議はございません。
  - この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
  - 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
  - 上記顧客番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
  - この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。
- 振替日(払込日) 株式会社 アプラスの指定する日(非営業日の場合は翌営業日)  
振替開始日(払込開始日) 株式会社 アプラス及び関係金融機関の事務手続完了次第

不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

|         |                                                           |                                     |     |      |       |
|---------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----|------|-------|
| 金融機関記入欄 | 1. 印鑑相違<br>2. 印鑑不鮮明<br>3. 預金種目相違<br>4. 口座番号相違<br>5. 名義人相違 | 6. 預金取引なし<br>7. 支店名相違<br>8. その他 ( ) | 検 印 | 印鑑照合 | 受 付 印 |
|---------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----|------|-------|

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

不備返却先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階  
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

捨印

(ゆうちょ銀行は除く)